琉球大学学術リポジトリ

スクールロイヤーの活動概要とその実態に基づく数量的考察 ―琉球大学教育学部附属学校を例に―

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 琉球大学教育学部
	公開日: 2022-10-04
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 吉田, 安規良, 武田, 昌則, 西山, 千絵, 横井, 理人
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019472

スクールロイヤーの活動概要とその実態に基づく数量的考察

―琉球大学教育学部附属学校を例に―

吉田安規良[1]・武田　昌則[2, 3]・西山　千絵[2, 4]・横井　理人[3, 5]

Overview and Quantitative Analysis on Actual School Lawyer Activities:
Cases at Schools Affiliated with Faculty of Education, University of the Ryukyus

Akira YOSHIDA[1], Masanori TAKEDA[2, 3], Chie NISHIYAMA[2, 4], Masato YOKOI[3, 5]

要　約

学校を取り巻く諸問題について法的助言等を行うスクールロイヤーの活用促進に際して，報酬体系の制度設計に向けた一つの基礎資料として供するために，2020年４月から2022年３月までの２年間の琉球大学教育学部附属学校でのスクールロイヤーの活動概要を示した。２名の男性弁護士と１名の女性研究者で編成した「現場対応チーム」が，附属中学校には「半常駐」的に，附属小学校には応需の形でそれぞれ関わった。２年間の活動実績から，報酬体系の概算に必要な実態として，１年間で50回程度，１回あたり平均１時間という状況が算定できた。実際の活動を通して，１人の弁護士だけで対応するのではなく，ジェンダーバランスも意識して複数人からなる現場対応チームを編成したことにより，特に多感な思春期のまっただ中にいる生徒への対応，案件の性格によって対応する弁護士を変えられること，スクールパラリーガルをチームに参画させたことで，弁護士の拘束時間や業務量といった負担を一定程度軽減させることができる点でメリットが大きく，「子どもの最善の利益」をめぐって，複合的な視点に立ちながら微妙な価値判断を伴う支援にあたることが可能である。

１．はじめに

公立小学校の学級編制基準を全学年とも35人に引き下げる改正案が2021（令和３）年３月31日に成立し，翌４月１日（2021（令和３）年度）から施行されている「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では，附則（第３条）に「教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み，この法律の施行後速やかに，学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行う」（傍点，筆者）ことと「結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずる」ことを示した。これに際して，文部科学事務次官（2021）は，「外部人材について，それぞれの役割分担を明確にした上で学校教育活動への参画を一層進め，教員の負担軽減を図ること」に「意を用いられたい」と各都道府県知事･教育委員会教育長，各指定都市市長･教育委員会教育長に通知した。

学校における，教員以外の教育活動を支援する人材＝外部人材の活用については，既に中央教育審議会（2015）が「多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に置き，それらの教職員や専門スタッフが自らの専門性を十分に発揮し，『チーム

[1]琉球大学大学院教育学研究科 教職実践講座・高度教職実践専攻（教職大学院）
[2]琉球大学大学院法務研究科 法務講座・法務専攻（法科大学院）
[3]琉球大学教育学部附属学校スクールロイヤー
[4]琉球大学教育学部附属学校スクールパラリーガル
[5]弁護士法人サイオン総合法律事務所

としての学校』の総合力，教育力を最大化できるような体制を構築してくこと」と「学校や児童生徒等の状況の変化等に伴い，本答申で示した専門スタッフの役割が見直されたり，本答申に記載されていない新たな専門スタッフが求められることがあり得る」ことを示していた。この時には具体化されていなかった「新たな専門スタッフ」の１つが，スクールロイヤーである。中央教育審議会（2019）は，「学校における働き方改革の実現に向けた環境整備」の１つとして「学校への過剰な要求も含めた学校を取り巻く諸問題について法的助言等を行うスクールロイヤーの活用促進」を示し，中央教育審議会（2021）は，「いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策」として「スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備などの取組」を引き続き進めていくことの必要性を打ち出した。また，文部科学大臣（2021）は，中央教育審議会に対して第３次学校安全の推進に関する計画の策定について諮問する際に，「スマートフォンやSNSの普及による児童生徒等を取り巻く安全に関する環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念」した。以上の状況を総合すれば，スクールロイヤー等が活用される機会は今後増加することが予見できる。

そもそも学校における教育活動に外部人材を活用する際には，仮にその外部人材が，交通費や食費や実費その他活動に必要な実経費のみの実費弁償すら求めず，完全な自己負担で自主的・主体的に参画する場合を想定したとしても，教育活動を支援するにふさわしい能力・実績・資格が前提になる。特に，「スクール○○」と称される３職種のうち，スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーには，特定された専門の資格は厳密には存在していない。しかし，スクールロイヤーは，業務独占資格である弁護士（ロイヤー）のみが担うという社会的なイメージがあったり社会的コンセンサスが広く形成されていたりする。日本弁護士連合会（2018）による「スクールロイヤー」の定義を見ると，弁護士側もそう理解していると思われる。しかし，弁護士は有償業務独占資格であって専門性が高度に保証されるがゆえに，報酬を得ずに業務を行うことは可能であると解せるものの，現実問題としてそのようなことを期待するのは難しい。交通費の負担すら必要にならないような，学校の所在地の近隣に必ず弁護士が居住しており，完全な自己負担でその弁護士が自主的・主体的に参画することを期待するというのは，非現実的である。外部人材を適切に配置し，学校教育活動に際して協働・共同するためには，外部人材に対する報酬や謝金の話や自己負担の想定を後回しにしたとしても，最低でも実費弁済する環境が不可欠であると想定するほかない。スクールロイヤーの効果的な活用を目指すのであれば，少なくともその活用に見合う経費が安定的に支出できる環境の構築が必須である。

では，スクールロイヤーの学校教育活動への参画を一層進めることで，教員の負担軽減を図るためには，どの程度の予算（費用）が必要なのだろうか。文部科学省（2022）は，『教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第２版）』で，法務相談体制の構築に向けたステップとして，法務相談体制の構築と報酬体系の設計について，メリット・デメリットを示すとともに業務類型ごとの事例集を示した。その中で，2020（令和２）年度から，都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について，普通交付税措置が講じられることとなり，標準的な規模の都道府県で130万円が積算されていることを文部科学省は強調している（文部科学省 2022:1）。この予算措置により，学校が法務相談しやすい環境が整備されたと一面では評価できる。しかしその反面，予算規模が例示されたがゆえに，予算超過を避ける動きやむしろ予算を消化するために不要不急な法務相談が行われる可能性はないだろうか。また，圧倒的大多数を占める義務教育段階の公立学校の設置者である市（指定都市を除く）区町村に対する措置ではないため，その運用には県費負担教職員制度のような対応が必要となることも予想でき，予算が積算された後に続く，次の段階における課題も少なくないと考えられる。

琉球大学教育学部附属中学校では，2019（令和元）年度の秋口からスクールロイヤーが関わるようになり，2020（令和２）年度から2022（令和４）年度は，科学研究費助成事業の助成を受けて「半

常駐」的に関わっている[注1)]。琉球大学の附属学校には小学校もあるが，この附属学校２校の法務相談経費は普通交付税措置が講じられない。附属学校でスクールロイヤーが活用されていくには，独自に，運営費交付金もしくはその他の財源で賄う形へ移行していくことが必要になる。そこで，本研究では，2020（令和２）年度，2021（令和３）年度の２年間の附属学校（特に中学校）での「半常駐」型のスクールロイヤーの活動の実態を示すことで，スクールロイヤーの配置を進めていく際の報酬体系の制度設計に向けた一つの基礎資料として供されることを目的とした。

２．附属学校のスクールロイヤー：現場対応チームと経費負担の実際

科学研究費助成事業の助成を受けて，スクールロイヤーを中心としたチームは，附属中学校に「半常駐」的に関わり，附属小学校には応需の形で関わっている。このチームは，スクールロイヤーとして弁護士である武田，横井の２名に加えて，スクールパラリーガルとして，法曹資格を有しない西山で構成している（以下，この３名を「現場対応チーム」と言う。）。このうち，2020（令和２）年度から2022（令和４）年度は，琉球大学の常勤職員ではない横井[注2)]に対してのみ，１年間あたり総額15万円を限度として，琉球大学の規程に基づき，交通費（旅費）と謝金を支払っている。ただし，謝金は１ヵ月あたり１万円を限度にしている。また，これに加えて，附属学校側が横井に対して追加的に用務を依頼した場合は，その用務内容に応じて，横井に対してのみ，琉球大学の規程に基づき謝金や旅費を別途支給している。

３．活動実績

表１は2020（令和２）年度の，表２は2021（令和３）年度の現場対応チームが附属学校に関わった業務概要である。現場対応チームが取り扱っている内容に鑑みて，個別の事例の詳細は伏せた。また，現場対応チームは常に３名全員で関わっているわけではなく，本務等との兼ね合いから一部のメンバーで対応していることもある（ただし，必ずどちらか一方のスクールロイヤーが関与している）。本研究では報酬体系の設計の基礎資料とすることを目的としているため，総体としての現場対応チームの参画の頻度を示すものとする。また，この実績は，現場対応チームとしての活動に限定し，現場対応チームとしての活動の延長線上にあるか否かを問わず，スクールロイヤーやスクールパラリーガルという立場を離れた「一有識者」「一専門家」として附属学校に関わったもの（附属学校側が別途依頼した業務）は除外した。

2020（令和２）年度は，表１が示すように，年度始めに実施した両校の教員を対象とした合同研修会（対面）以外に，附属小学校には５回関わっていた。これは全て保護者への対応が生じた案件に係る相談や学校内における調査資料に関する相談への助言であり，全て教職員（特に教頭）に対するものであった。その内訳は対面での打ち合わせが２回，電子メールによるやりとりとそれに付随する文章の作成等が２回，電話での応対が１回であった。

次に，附属中学校である。上述の合同研修会を除いた，附属中学校のみを対象とした関わりでは，学期中原則毎週定期的に開催されている「生徒支援委員会」への出席が30回（対面29回，web会議１回）であった。個別の事例に係る教職員との打ち合わせが６回（対面４回，web会議２回），生徒への直接的な対応として，現場対応チームの構成員による生徒への直接的な対応（講演・講話）が２回（対面），教職員による直接的な生徒指導・保護者対応への立ち会いが１回（対面），電子メールによるやりとりとそれに付随する文章の作成等による助言（資料整理を含む）が７回であった。これに付随して現場対応チームのみでのweb会議が１回あった。

表２が示すように，2021（令和３）年度は，web会議による遠隔での対応は行っていない。2020（令和２）年度と同様に年度始めに実施した両校の教員を対象とした合同研修会（対面）以外に，附属小学校には２回関わっていた。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する学校行事の一部中止に伴う経費支払いに関するものである。

同様に合同研修会を除いた附属中学校のみを対象とした関わりでは，「生徒支援委員会」への出席が35回であった。個別の事例に係る教職員との

表１　令和２年度の現場対応チームの業務概要

方法					対面				web会議（遠隔）			電話	文章	計
内容					教職員との対応	生徒支援委員会	教員研修	児童生徒への対応	教職員との対応	生徒支援委員会	現場対等チーム面談	教職員との対応	教職員との対応	
回数			合計		6	29	1	3	2	1	1	1	9	53
			内訳	小学校	2	0	1	0	0	0	0	1	2	6
				中学校	4	29	1	3	2	1	1	0	7	48
時間			合計		5.2	23.3	1.3	5.1	1.3	0.9	0.4	0.1	10.2	47.8
			内訳	小学校	2.0	0	1.3	0	0	0	0	0.1	3.0	6.4
				中学校	3.2	23.3	1.3	5.1	1.3	0.9	0.4	0	7.2	42.7
2020年４月１日	9:00～10:00	1.0	有	中学校	○									
2020年４月２日	13:30～15:00	1.3	有	小学校 中学校			○ （合同）							
		0.2	無（連続）	中学校	○									
2020年４月30日	18:00～19:30	1.5	無	中学校									○	
2020年５月１日	11:00～11:30	0.5	無	中学校					○					
2020年５月１日	13:40～14:10	0.5	無	中学校									○	
2020年５月３日	13:30～14:00	0.5	無	中学校									○	
2020年５月13日	11:00～11:30	0.5	無	中学校									○	
2020年５月17日	11:30～11:42	0.2	無	中学校									○	
2020年５月19日	14:00～14:24	0.4	無	中学校							○			
2020年５月22日	13:00～13:48	0.8	無	中学校					○					
2020年５月26日	15:00～15:55	0.9	無	中学校						○				
2020年６月９日	8:40～9:40	1.0	有	中学校		○								
2020年６月16日	9:00～10:00	1.0	有	中学校		○								
2020年６月30日	9:00～9:36	0.6	有	中学校		○								
2020年７月７日	9:00～9:40	0.7	有	中学校		○								
2020年７月14日	10:00～10:45	0.8	有	中学校		○								
2020年７月21日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年９月１日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年９月８日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年９月10日から数日	電子メール対応（数日間）	2.0	無	中学校									○	
2020年９月15日から数日	電子メール対応（数日間）	2.0	無	中学校									○	
2020年９月15日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年９月29日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年10月６日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年10月13日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年10月20日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年10月27日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年11月10日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年11月17日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年11月19日	14:10～16:00	2.0	有	中学校				○						
2020年11月19日	16:00～16:30	0.5	有	中学校	○									
2020年12月１日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年12月８日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年12月15日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2020年12月17日	電子メール対応	2.0	無	小学校									○	
2020年12月22日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年１月５日	10:00～10:10	0.1	無	小学校								○		
2021年１月６日	13:20～14:20	1.0	有	小学校	○									
2021年１月12日	電子メール対応	1.0	無	小学校									○	
2021年１月12日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年１月19日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年１月26日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年２月２日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年２月２日	14:10～15:50	1.6	有	中学校				○						
2021年２月９日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年２月16日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年２月19日	18:00～19:30	1.5	有	中学校	●			●						
2021年３月２日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年３月９日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年３月16日	9:00～9:45	0.8	有	中学校		○								
2021年３月20日	15:00～16:00	1.0	有	小学校	○									
年月日	勤務時間	時間	移動の有無	校種										

［注］●は，両方の業務を含んでいるため二重計上している；中学校の実対応回数は46回、実時間は41.2時間となる
教職員には附属学校統括及び附属学校運営委員長（教育学部長）を含む

表２　令和３年度の現場対応チームの業務概要

方法					対面				電話	文章	
内容					教職員との対応	生徒支援委員会	教員研修	児童生徒への対応	教職員との対応	教職員との対応	計
回数			合計		9	35	1	6	2	10	63
			内訳	小学校	2	0	1	0	0	0	3
				中学校	7	35	1	6	2	10	61
時間			合計		9.0	28.0	1.5	6.9	0.8	9.6	55.7
			内訳	小学校	2.0	0	1.5	0	0	0.0	3.5
				中学校	7.0	28.0	1.5	6.9	0.8	9.6	53.7
2021年４月２日	13:30～15:00	1.5	有	小学校 中学校			○ （合同）				
2021年４月13日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年４月20日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年４月27日	８：20～８：25	0.1	有	中学校				○ （紹介・挨拶のみ）			
2021年４月27日	８：50～９：35	0.8	無（連続）	中学校		○					
2021年４月27日	16:30～18：00	1.5	有	中学校				○			
2021年５月11日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年５月14日	電子メール対応	0.5	無	中学校						○	
2021年５月17日	18：00前後	0.5	無	中学校					○		
2021年５月18日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年５月25日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年５月28日	電子メール対応	1.0	無	中学校						○	
2021年５月31日	17:00～18:00	1.0	有	中学校	○						
2021年６月１日	電子メール対応	1.0	無	中学校						○	
2021年６月１日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年６月８日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年６月15日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年６月17日	14:00～15:00	1.0	有	中学校	○						
2021年６月22日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年６月28日	電子メール対応	0.5	無	中学校						○	
2021年６月29日	15:00～15:50	0.9	有	中学校				○			
2021年６月29日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年７月６日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年７月６日	15:30～16:30	1.0	有	小学校	○						
2021年７月13日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年７月13日	９:45～10:15	0.5	有	中学校	○						
2021年７月16日	17:00～18:00	1.0	有	中学校	○						
2021年７月20日	14:00～14:50	0.9	有	中学校				○			
2021年７月20日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年７月29日	８:00～９:00	1.0	有	小学校	○						
2021年８月６日	18:30～18：45	0.3	無	中学校					○		
2021年８月17日	電子メール対応	1.0	無	中学校						○	
2021年９月７日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年９月８日	電子メール対応	2.0	無	中学校						○	
2021年９月14日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年９月21日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年９月25日	電子メール対応	2.0	無	中学校						○	
2021年９月28日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年10月５日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年10月12日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年10月15日	電子メール対応	1.0	無	中学校						○	
2021年10月19日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年10月26日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年11月２日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年11月９日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年11月16日	９:00～９:45	0.8	有	中学校		○					
2021年11月16日	電子メール対応	0.5	無	中学校						○	
2021年11月17日	16:15～17:15	1.0	有	中学校	○						
2021年11月18日	14:10～16:00	2.0	有	中学校				○			
2021年11月18日	16:30～17:30	1.0	有	中学校	○						
2021年11月19日	19:00～20:30	1.5	有	中学校	●			●			
2021年11月19日	電子メール対応	0.1	無	中学校						○	
2021年11月30日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2021年12月７日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2021年12月14日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2021年12月21日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2022年２月８日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2022年２月15日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2022年２月22日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2022年３月１日	11:50～12:35	0.8	有	中学校		○					
2022年３月８日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
2022年３月15日	８:50～９:35	0.8	有	中学校		○					
年月日	勤務時間	時間	移動の有無	校種							

［注］●は，両方の業務を含んでいるため二重計上している；中学校の実対応回数は60回，実時間は52.2時間となる
教職員には附属学校統括及び附属学校運営委員長（教育学部長）を含む

打ち合わせや教職員による保護者対応への立ち会いが計７回，生徒への直接的な対応として，現場対応チームの構成員の紹介，校則の見直しに関して生活委員会との会合がそれぞれ１回，生徒への直接的な対応（講演・講話）が３回，教職員による直接的な生徒指導への立ち会いが１回であった。電話による教職員との調整が２回，電子メールや文章のやりとりによる助言やそれに伴う資料整理が10回であった。

４．考察

本学教育学部の附属小学校と附属中学校では，現場対応チームの関わりに大きな違いがある。小学校との関わりは，単発的な契約関係に関するトラブルについて相手方業者との面談に同席・発言したことはあったものの，その他，学校運営上の問題に教職員が対応していく際の相談対応が中心であり，いわゆる法律顧問的な関係に近い。中学校では，相談対応を中心とする法律顧問的な関係に留まらず，学期中，原則毎週定期的に開催されている「生徒支援委員会」の構成員として参加している。さらに直接的に生徒に講演・講話を特別に行ったり，校則改正の議論に加わったりすることや，保護者を含む関係者との面談・相談会議に同席・発言することも複数回（2021年２月19日；2021年11月18日，19日）あり，小学校に比べて圧倒的に関わりが広く深い。

この差には「学校種の違い」や「学校が当時抱えていた問題の違い」の影響もあるが，日常的な接点の多寡というファクターは見逃せない。さらに，学校が現場対応チーム（あるいはスクールロイヤー）を「どううまく利用するか」という意識の違いや，特に校長の学校運営に関する意識や経験，哲学の違いの影響もあろう。文章作成のようなものは時給換算可能だが，電子メールでのやりとり，生徒支援委員会前後の立ち話のように時に断続的に行われるやりとりの背景には可視化しにくい作業も存在している。

関与の度合いが大きい，附属中学校に焦点化して報酬体系を概算してみると次のようになる。まず，表１，表２の結果から，現場対応チームの活動は，１年間で50回程度，１回あたり平均１時間と概算した。沖縄県教育委員会と沖縄弁護士会との協定に基づく，スクールロイヤーの報酬は30分8,000円である。当然これには可視化しにくい作業の経費が含まれていると解せる。現場対応チームは弁護士２名で構成しているので，単純計算で160万円となる。これに雇用（業務委任）契約形態によっては法定福利費を加える必要がある。関係者の聞き取りや学校との打ち合わせ等に同席して記録の作成にあたるなど，弁護士の補助を行うスクールパラリーガルを配置するか否か，配置する場合の時給をどう算定するのかにもよるが，交通費を含めてざっくりと年間200万円程度が必要だと単純計算できる。現場対応チームも常に３人全員で全ての事案に関わっているわけではないので，実際の経費はこれより少なくなると考えられる。反対に，世間が注目するような事件・事故（とりわけジャーナリズムの犠牲になってしまうような事案）がひとたび発生すれば，わずかな期間でこの程度の経費は使いきってしまう。

また，現場対応チームの実際の活動を子細に渡って触れることはできないが，報酬体系の制度設計に向けた基礎資料としての側面以外の点から見ても，特に多感な思春期のまっただ中にいる生徒と関わっていくことから１人の弁護士だけで対応するのではなく，ジェンダーバランスも意識して複数人からなる現場対応チームを編成したことのメリットは大きい。案件の性格によって対応する弁護士を変えることも可能となる。また，法曹資格を有していないスクールパラリーガルをチームに参画させることで，弁護士の拘束時間や業務量といった負担を一定程度軽減させることができる。現場対応チームでは，法曹資格を有しない，憲法学を専門とする西山がスクールパラリーガルを担当している。専門性へのかかわりを異にするチーム内の連携が図られることで，法令解釈や判例のみならず，「子どもの最善の利益」をめぐって，複合的な視点に立ちながら微妙な価値判断を伴う支援にあたることが可能となった。スクールロイヤーが関与する必要が生じてくる案件は，被害者側（原告），加害者側（被告）が同じ学校にいることを意識した対応が求められ，時には関係者以外の外野にいる人への影響まで考える必要がある。神内（2020）による「一方の当事者の視点だけでなく，より全体を俯瞰する立場から，教育

紛争の背景にある『子どもの最善の利益』を意識しなければならない」との提言に照らせば，弁護士の独壇場として，権利や法令といったものに依拠しながら子どもや学校を支援する人材として立ち振る舞うだけでは，スクールロイヤーの役割は十分には果たし得ない。ましてや一方の立場の代理人としての立ち振る舞いは求められていない。もちろん，教員側と日常的に情報共有し，意見交換する関係性を有する以上は，学校側と日常的な連携がないという意味で完全に独立したテンポラリーな「第三者」の立場でもない。その意味では，教員を含めて，他の職域の専門家と協力し，学び，議論するチームの一員としての活動に弁護士自らが慣れていくことは，負担軽減面以外にも効果がある。

弁護士が単独で関わるのではなく，現場対応チームを編成したことにより解決のために長い時間を要するはずの案件を，比較的短い時間で済ませられたこともあるが，業務量の可視化と現場対応チームの対応範囲を明確にした上で契約していくことが求められることを，本研究のこの結果は示している。しかし契約にある程度の余裕が無ければ活動が制限される恐れもあり，子どもにとっての最善の利益を守れない状況に陥りかねない。結果として，今度はスクールロイヤーを導入する意義が認められなくなってしまう。

一方で，新型コロナウイルス感染症の影響から，web会議システムを利用することにより，スクールロイヤーを担ってもらえる弁護士が近隣にいない地域に所在する学校に対しても，現場対応チームを用意することが可能になることも，この間の実践は指し示している。ただし，どうしても対面で行う必要性が生じる案件は存在する。さらに協働的な関係性を，とりわけweb会議システムを用いた遠隔からの参加だけで構築可能かという点については，実証していない。

人件費を削減するための１つの考え方として，現場対応チームをスクールパラリーガル中心とする手がある。だが，上述した通り，そもそもパラリーガルには特別な資格や学歴などは必要とされていない。さらに，スクールロイヤーに最も求められる能力でもある「事実認定」のスキルは，司法試験合格後の司法修習の段階で育成されていく経験的な実務能力である。もちろん「門前の小僧習わぬ経を読む」の如く，ある程度は経験を重ねてできるようになることも期待しえないわけではない。しかし，教員の職能成長すら時間をかけられない現実の学校現場に，スクールパラリーガルの人材育成まで求めることは難しい。現場対応チームにおける西山のような，法曹養成に特化した教育研究機関の人材がスクールパラリーガルに宛がわれることも，おそらく大学の附属学校という特徴を生かしたもので，実際には稀であろう。そこで，スクールロイヤーを中心とした仕組みを構想し，附属中学校での活動―特に「生徒支援委員会」の構成員として定期的に多頻度で学校に関わるような協働的な関係性の構築を志向する場合―のようなことを志向するのであれば，弁護士事務所と業務委託契約を締結することも考えるべきである。やや古いデータになるが，中小企業向け月額顧問料の相場は，５万円程度[注3)]である（日本弁護士連合会 2010）。このことを援用すると，旅費等の実費，月額顧問料を超過した追加業務分に消費税を含めて，附属中学校に対する業務分だけで１年間で100万円程度と算定できる。ただし，その場合，学校側からすれば「無制限」に相談できたほうが都合が良いが，それではスクールロイヤーを引き受ける弁護士がいなくなったり，顧問料に見合った法的助言が得られなくなったりする可能性が生じてくる。「相談しにくくなる状況」をつくらないようにしながら，「顧問料」に含める相談・調査の範囲や時間や件数の上限を明示する必要がある。さらに設置者の顧問弁護士が行うべき業務との整理が必要になってくる。

５．おわりに

無際限性，無境界性が存在する日本の教師文化において，スクールロイヤーを配置しても，教員が定時で出退勤しても業務が十分に遂行可能になり，学校在勤時間や持ち帰り業務が目に見えて分かるぐらい減少するような「明るい未来」は描きにくいのが正直なところである。それゆえ，スクールロイヤーを配置したことで，学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果を実証していくことは簡単ではない。しかし，そもそも教員養成段階から教員（志望者）に，スクールロイヤーが対応するような事案に必要な対処能力

を身に付けさせるのは困難である。単純に勤務時間で測定するようなことではなく，「スクールロイヤーが学校にいる」という状況が，教員が担うべき業務に専心できるようにすることにつながっているのかどうか，学校が子どもにとって安全，安心に思える場として機能しているのかどうか―学校現場がスクールロイヤーの配置前より悪い状況に陥っていないか―を様々な角度から評価・検証していくことが求められる。

今後，教育委員会が公立学校に弁護士を派遣する制度の拡充は既定路線と考えられるが，特に教員だけでは解決できない問題に対して，子どもにとっての最善の利益を守り，教員の負担軽減を図り，その結果として子どもにとって安全，安心に思える場として学校が機能することとブラック職場化を抑止していくことの両立をスクールロイヤーの学校への配置で目指すのであれば，費用面での負担はハードルとなりうる。この２年間の実践は，一校に一人の教員を追加配置するよりも低廉な費用で可能であることを示唆している。もちろん，学校が抱える問題は多岐にわたるがゆえ，時にスクールロイヤーの活動がこの２年間の実践をはるかに超える稼働状況に陥る可能性は，常に存在している。一方，大前（2018）は，弁護士には考え方や人格のバラつきがあるため，スクールロイヤーを選ぶ際に適切に人材を見極めることが極めて難しいことと，弁護士の職業的習性から適切な対応ができるとは限らないため「弁護士の判断」が尊重されすぎる危険性を指摘している。何よりもそもそもの大前提としてスクールロイヤーが存在すれば，学校が関係する諸問題が全て解決できるわけではない。

それでも，特に義務教育段階で効果を発揮していくのであれば，少なくとも弁護士等への法務相談経費の普通交付税措置対応を，都道府県レベルではなく市町村（学校の設置者）レベルで措置するなど，実際に所在する学校数や各学校の状況にあわせることが不可欠である。

鬼澤（2021）は，①学校分野に関わる法律・裁判例及び関連する第三者委員会の報告書等を押さえるなどの法的知識，②子どもの発達に関する知識，生徒指導の方法やコミュニケーションの方法等に関する教育的知識，③福祉的知識がスクールロイヤー側に求められるとともに，学校分野の知見が必要な一方で，その実務経験を積むことができる機会が十分ではないことを指摘している。そのため，弁護士がスクールロイヤーの業務に実際に関わる前に，様々な形でその業務に必要な知識を得ることが重要だと論じている。神内（2020）もまた，弁護士の側において他の専門職の視点や考え方を勉強し，連携を図るスキルを磨く必要性があり，教師の側においても，スクールロイヤーのような異なる専門性をもった人材をチームの一員として信頼する感覚を養う必要性があると論じている。現実にスクールロイヤーに求められる専門性は，一般民事，家事，刑事（少年事件を含む。）のみならず，学校という組織が関わってくるため企業法務的なものも含まれてくる。また，石坂・鬼澤（2020）は，日本弁護士連合会（2018）が「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」の中で示した想定されるスクールロイヤーの活動として実際に相談される事案に予防的に関与するならば，教員や他の専門職や有している見識やスキルを，弁護士もある程度持っていること（マルチプレーヤーであること）が要求されると論じている。学校（教職員）側も，「スクールロイヤーとは何者か？」という認識を確かにする必要があり，それができなければ今度はスクールロイヤーという仕事に無際限性と無境界性が生じてきてしまう。何よりもトラブルの未然防止や拡大防止はタイミングが重要である。外部人材を活用し，学校に配置されたスタッフが自らの専門性を十分に発揮できる「チームとしての学校」には，問題解決に必要な情報を共有しながら集団的守秘義務を果たしつつ，その解決に向けた迅速性・確実性を担保することが不可欠である。それには当たり前のことであるが，教員が子どもや学校の状況の小さな変化を見逃すことなく見ていくことが必要不可欠であり，客観的な事実とそれを分析した結果や評価といった主観的なものを分けて記録していったものを，タイミングを逃さずにスクールロイヤーを含めた「チームとしての学校」に提供できるか―チームとしての学校を構成する一人ひとりの認識と環境の構築―に尽きる。大前（2018）が危惧する「日常的に生徒と接することもなく，教育現場の実践と苦労を理解していない弁護士が『専門家』

として招かれ，上から目線で『指導と助言』をする事態」を招かないためにも，附属学校で行われている協同（協働）関係を，スクールロイヤー養成のための教材，教師教育のための教材として提供していくことが今後の研究の成果として期待されている。

注解

1）附属中学校での活動については，『琉球新報』2021（令和３）年11月26日朝刊や東洋経済education×ICT編集チーム，2022，「スクールロイヤーの「半常駐」で学校に起きた変化：琉大附属中「チーム学校」で問題を未然に防ぐ」東洋経済education×ICT，2022年１月22日，（2022年４月20日取得，https://toyokeizai.net/articles/-/503162）を参照していただきたい。

2）武田と西山は常勤職員（大学院法務研究科の専任教員）である。

3）アンケート対象となった中小企業と弁護士・法律事務所との間の顧問契約（以下，「対象顧問契約」という。）のうち，月額顧問料は５万円が最も多い回答で，３万円がそれに続いた。月額顧問料の範囲での業務として，相談方法にかかわらず月３時間程度の時間を要する相談（調査時間等を含む）を月額顧問料の範囲内とする回答が59.9％であった。他方で，主として電話，FAX，メール等による相談ですぐに回答できる内容であれば，時間にかかわらず顧問料の範囲内とする回答が34.5％となっている。

謝辞・附記

本研究の一部は，JSPS科研費　JP20K02830「法科大学院と教職大学院の協働による島嶼型スクールロイヤーのあり方に関する実践研究」の助成を受けたものである。

本報は次のように分担した。武田，西山，横井が活動実績をまとめ，その結果を吉田が分析し，それぞれの専門性を踏まえて著者全員で議論を進め，吉田が最終的にとりまとめた。

引用文献

中央教育審議会，2015，『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）』，22，（2022年４月20日取得，https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf）.

中央教育審議会，2019，『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）』，51-52，（2022年４月20日取得，https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf）.

中央教育審議会，2021，『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）』，48-49，（Retrieved 2022年４月20日，https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf）.

石坂浩・鬼澤秀昌編著，2020，『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』日本法令，43.

神内聡，2020，『学校弁護士：スクールロイヤーが見た教育現場』KADOKAWA，31，271-272.

文部科学大臣，2021，「第３次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）」，（2022年４月20日取得，https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_kyoikujinzai01-000013427-1.pdf）.

文部科学事務次官，2021，「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」，（2022年４月20日取得，https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_zaimu-000013849_1.pdf）.

文部科学省，2022，『教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き：学校・教育委員会と弁護士のパートナーシップ　第２版』，（2022年４月20日取得，https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_syoto01-000011909_1.pdf）.

日本弁護士連合会，2010，「2009年度アンケート

結果版　アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安」,(2022年４月20日取得, https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/pdf/smeguide.pdf).
日本弁護士連合会, 2018,「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」,(2022年４月20日取得, https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_06.pdf).
大前治, 2018,「弁護士が学校を支配する･･･？「スクールロイヤー」の危うさ：彼らがいじめ問題に関わることへの不安」, 現代ビジネス, 2018年６月７日, (2022年４月20日取得, https://gendai.ismedia.jp/articles/-/55954?imp=0)
鬼澤秀昌, 2021,「スクールロイヤー制度の変遷と実務」『自由と正義』72(5):8-16.